

# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711  
HP URL <https://tax-aozora.com>

熱中症がもっとも心配な季節を迎えます。皆様、くれぐれもお気をつけください。  
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

## 10,000 円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり10,000円以下となりました。インボイス制度下での「10,000円」はどう考えるのか、確認しましょう。

### 1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費(社内飲食費を除く。以下同じ)は、次の算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

#### 【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの飲食額}$$

### インボイス制度下での10,000円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず(税抜)10,000円以下であるか判断します。その際、消費税の計算を一般課税で計算する事業者にとっては、支払先がインボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次のとおり異なります。

### 【10,000円のボーダーライン(支払金額)】

消費税率10%

	インボイス 発行事業者	左記以外
R6.4.1~R8.9.30	11,000円	10,784円
R8.10.1~R11.9.30		10,476円
R11.10.1~		10,000円

端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理できる割合が消費税等の額の80%、が50%と異なるためです。は全くできず、支払金額全額で判断します。

### 超えたとしても.....

結果的に10,000円を超えて交際費等となったとしても、下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計して年800万円まで損金となる特例があります。

### 交際費等の損金不算入制度の概要(イメージ)

		飲食費(社内飲食費を除く)		左記以外の交際費等
		1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への贈答・慶弔・謝礼金等
期末資本金の額等が100億円超の法人等		損金算入	損金不算入	
以外の法人	接待飲食費に係る損金算入の特例 <sup>3</sup>		50%損金算入	損金不算入
中小法人等 <sup>1,2</sup>	中小法人に係る損金算入の特例 <sup>3</sup>		合計年800万円まで損金算入	

1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等

2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例が中小法人の損金算入の特例のいずれか選択適用

3 令和6年度税制改正により適用期限が3年(令和9年3月31日)までの間に開始する事業年度まで)延長

### お仕事カレンダー

8月13日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(7月分)
8月31日(土)	健康保険・厚生年金保険料の支払期限(7月分)(9月2日期限)
	個人の県民税・市町村民税の納期限(第2期分) 市町村の条例で定める日まで(9月2日期限) 個人の事業税の納期限(第1期分) 各都道府県の条例で定める日まで(9月2日期限)



## 相続した土地・建物の登記が義務化されました

相続した土地・建物の登記はお済みですか？ 2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。相続で取得したことを知った日から3年以内に(2024年3月末までに相続した未登記の不動産の場合は、2027年3月末までに)登記しなければなりません。

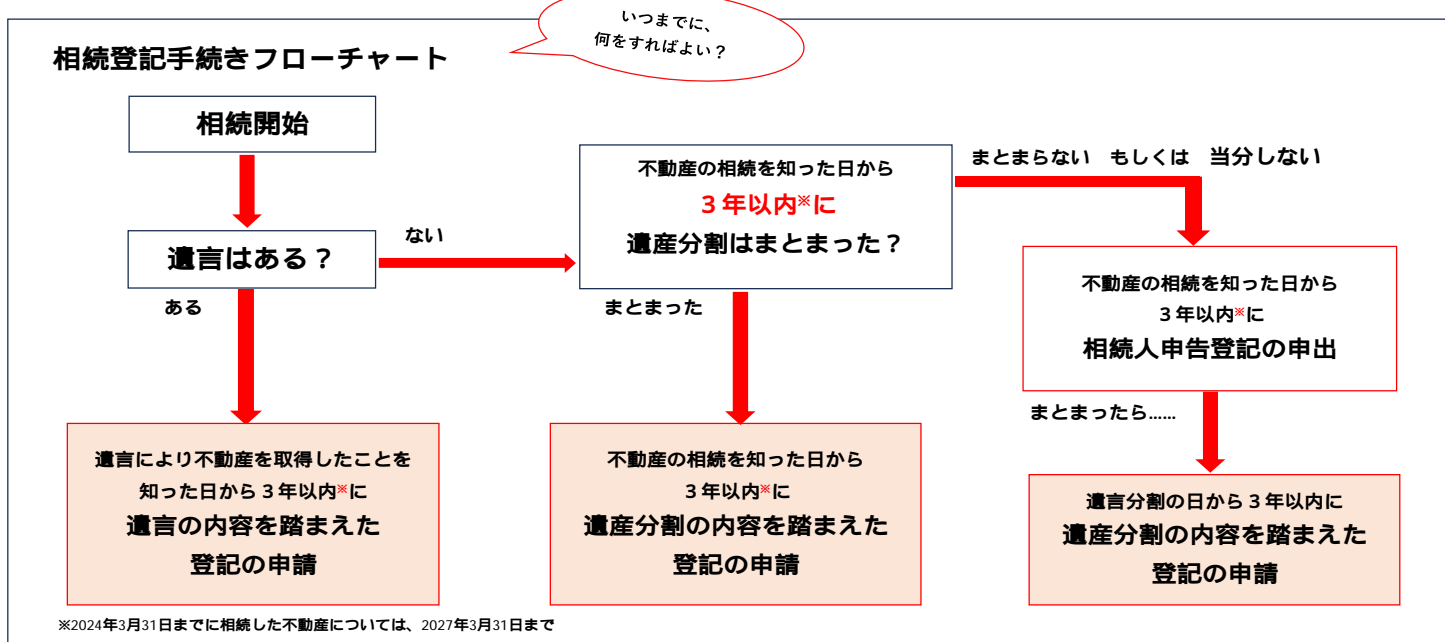
### このままにしておく.....が対じ手に

誰が不動産を取得するか、スムーズに決まる場合もあれば、そうでない場合もあります。決まれば登記できますが、期限までに決まりそうになければ、いったん「相続人申告登記」等を行い、話がまとまった後に改めて相続登記を行う、という段階を踏むことになります。つまり、決まるか決まらないかにかかわらず、期限までに何らかの登記を行う必要があります。正当な理由なく登記をしていない場合は、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

### できれば早めのご対応を

一般的に、時間の経過とともに法定相続人が増え複雑化するため、遺産分割がより困難になり、費用負担も増える傾向にあります。登記の手間や費用により先延ばしにされている場合は、早めのご対応がおすすめです。

なお、遺産分割協議による場合、法定相続分で相続した場合、遺言に従って取得した場合など、ケースによって必要な登記や書類が異なります。下記法務省サイトで、それぞれの手続きをまとめたハンドブックがダウンロードいただけますので、ご活用ください。



参考：法務省「不動産を相続した方へ ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00435.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html)

## お 仕 事 備 忘 録



- 1. 個人事業者の税金の納付...**8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。  
例・個人事業税（第1期分）  
・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）
- 2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）...**随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。定時決定の反映とは時期が異なりますので、随時改定なのか、定時決定なのか、どちらに該当するかを把握しておきましょう。
- 3. 賞与と所得税の納付...**7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。  
(出典: MyKomon)

### ～お知らせ～

誠に勝手ながら **8月13日(火)**から**8月15日(木)**まで夏季休業とさせていただきます。ご理解の程よろしくお願い致します。

